

奥州市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改 正 後

(収支報告書の提出)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に関する収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を備えてその収支を記録し、その結果をまとめた報告書（以下「収支報告書」という。）を翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

2・3 略

現 行

(収支報告書の提出)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に関する収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を備えてその収支を記録し、その結果を奥州市議会政務活動費収支報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）により、翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

2・3 略

別記様式（第 6 条関係）

年 月 日

奥州市議会政務活動費収支報告書

奥州市議会議長 宛

議員氏名 ㊞

年度分の政務活動費の収支を次のとおり報告します。

1 収入 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
政務活動費		
合 計		

2 支出 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請及び陳情活動費		
会 議 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		